

元年度

(別紙1)

事業報告書(様式)

1 借受・転貸状況

(1)令和元年度の借受・転貸面積

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※3)
借受面積	367	2
転貸面積(※1)	390	15
うち新規集積面積(※1)	167	—

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。

「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。

※2:過年度に農用地利用集積計画を公告したもので、当年度に権利発生したもの及び

過年度に農用地利用配分計画を認可公告したもので、当年度に権利発生したものを含む。

※3:当年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生するものを記載すること。

なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、

「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告したものとする。

(2)累計(令和2年3月末時点)

	累計 (ストック)
借受面積(①)	4,385
うち転貸面積(②)	4,322
うち新規集積面積	1,533
うち機構が管理している面積	63
うち作業委託で管理している面積	1
うち条件整備中の面積	40
転貸率②/①	99%

※3月末までに権利発生したものを記載すること。

(3)遊休農地の借受・転貸面積(令和元年度)

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※3)
借受面積	0	0
転貸面積(※1)	0	0

※1:「転貸面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。

※2:上記(1)の※2及び3と同じ。

2 転貸先の状況(令和元年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1) 地域内の農業者	169	381.0
①認定農業者	123	333.0
うち個人	34	59.0
うち法人	89	274.0
うち企業	33	107.0
うち農外から参入した企業	6	5.0
②認定新規就農者	23	18.0
③基本構想水準到達者	5	8.0
④今後育成すべき農業者	6	9.0
⑤認定農業者等以外の農外から参入した企業	-	-
⑥その他	12	13.0
(2) 地域外からの参入者	4	9.0
うち個人	-	-
うち法人	4	9.0
うち企業	4	9.0
うち農外から参入した企業	-	-
新規参入	57	180.0
①個人	37	30.0
②法人	20	150.0
うち企業	8	36.0
(1)+(2)の合計(※2)	173	390.0

転貸を受けた者の農地の状況	転貸前	転貸後
平均経営面積	17.1	19.5
平均団地(連続して作業ができるほ場)数	5.0	9.0
1団地の平均面積	3.5	2.1

※1: 担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2: 経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

3 担い手への集積の状況

	機構設立前	最新時点
耕地面積(※)(①)	56,900	54,100
担い手の利用面積(②)	10,586	13,152
担い手への集積率 ②/①	18.6%	24.3%

※農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

4 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況

別表のとおり

5 経費等の状況(元年度事業分)

賃料支払	183,791,710
賃料収入	183,791,710
差引賃料支払	0
賃料支払	99,225
管理・保全費支払	1,221,906
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	792,584
運営費支払	117,087,662
業務委託支払	16,804,904
合計	119,201,377
単年度借入面積1ha当たりの単価	324,799
累計借入面積1ha当たりの単価	27,184

条件整備費借入	0
新規借入	
返済	
借入残額	

6 優良事例

(1)効率的・効果的に進んでいる市町村・地域の例とその要因

別紙のとおり

(2)機構自身の創意工夫

すべての借受希望者に対し、借受希望者の直近のニーズ、県全体のニーズ把握を行うために毎年度借受希望面積等の確認を行い、情報を更新している。

借受希望者説明会、地域駐在コーディネータによる聞き取り等により実施。規模拡大の意向、借受希望面積のほか、今後の営農の方針等についても確認を行っている。

(別 表)

(単位:ha)

市町村 (又は細分化)	機構 借受面積 (ストック) ①	機構 転貸面積 (ストック) ②	②/①	耕地 面積 ③	担い手 利用面積 ④	④/③
広島市	72.9	72.9	100%	2630	212	8.1%
呉市	5.4	5.4	100%	2350	45	1.9%
竹原市	7.3	7.0	96%	591	64	10.8%
三原市	282.4	279.5	99%	4430	1196	27.0%
尾道市	53.3	52.9	99%	3120	400	12.8%
福山市	38.1	38.1	100%	3650	248	6.8%
府中市	77.0	77.0	100%	949	162	17.1%
三次市	461.4	460.6	100%	5830	1960	33.6%
庄原市	283.7	283.7	100%	6990	1978	28.3%
大竹市	0.0	0.0	—	133	0	0.0%
東広島市	936.9	936.9	100%	7180	1528	21.3%
廿日市市	58.6	58.6	100%	811	113	13.9%
安芸高田市	687.3	633.2	92%	4300	1332	31.0%
江田島市	4.9	4.9	100%	548	37	6.7%
熊野町	1.6	1.6	100%	230	0	0.0%
安芸太田町	29.0	29.0	100%	563	85	15.1%
北広島町	459.8	459.8	100%	3720	1697	45.6%
大崎上島町	4.7	4.7	100%	627	72	11.5%
世羅町	786.4	785.3	100%	3290	1562	47.5%
神石高原町	134.3	131.3	98%	2140	461	21.5%

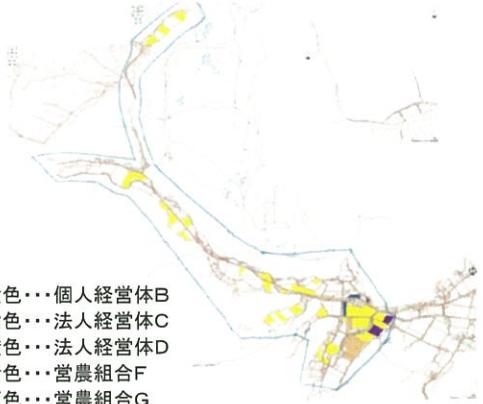
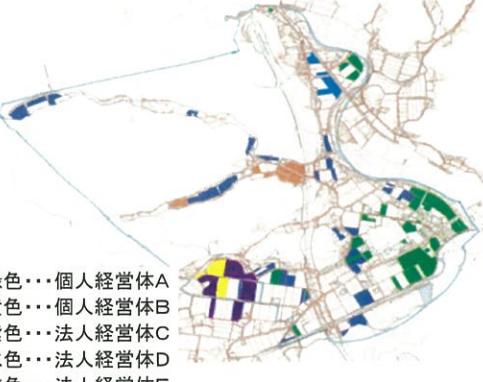
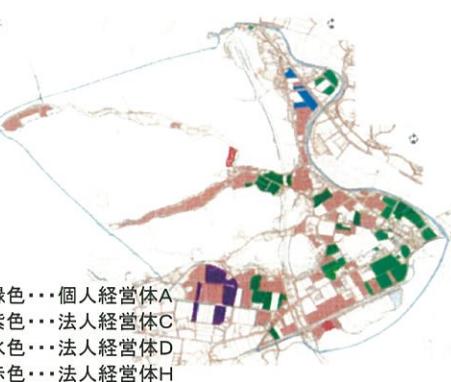
「別紙1」

優 良 事 例

扱い手不足解消のため営農組合による集落営農から集落型農業生産法人設立に発展した事例

広島県北広島町八重西地区

地区の概要	地区の概要及び課題	北広島町八重西地区は、広島県北西部に位置する兼業農家中心の稻作地帯で、2つの営農集団を中心に耕作を行っていた。近年では、構成員の高齢化や米価の下落等により、営農活動の継続が課題となっていた。また、同地域には2名の稻作専業農家が営農集団へ加入していない農地の耕作を行っているが、うち1名が亡くなり、残り1名も八重西地区以外の耕作地を抱え、同地区での規模拡大には限界があるため、扱い手が不足していた。					
	地域類型	<input type="checkbox"/> 平地	<input checked="" type="checkbox"/> 中山間地域	<input type="checkbox"/> その他	()		
	機構活用面積	借入面積	47.2 ha	借入時期	R1年12月～R2年1月		
		転貸面積	ha	転貸時期	R2年1月～R2年2月		
		新規集積面積	ha				
	地区内農地面積	79.43 ha		遊休農地面積	0 ha		
				(うち遊休農地解消面積)	0 ha		
		機構活用前(H30年)		→		機構活用後(H31年)	
	地区内扱い手の集積面積・集積率	14.38 ha		→		53.81 ha	
		18.1%		→		67.7%	
	扱い手の平均經營面積	2.876 ha/経営体		→		13.45 ha/経営体	
	扱い手の平均団地数	3.4 団地		→		6.75 団地	
	扱い手の平均団地面積	0.85 ha/団地		→		1.99 ha/団地	
	転貸を受けた新規就農者数				0 人		
	転貸を受けた参入企業数				1法人		
人・農地プランの実質化の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 実質化済		<input type="checkbox"/> 実質化の予定有 (R 年 月頃)		<input type="checkbox"/> 実質化の予定無		
経営体の状況	機構活用前(H30年)			→		機構活用後(H31年)	
	経営体数の推移	経営体数	7 経営体			経営体数	6 経営体
		(うち扱い手数)	5 経営体			(うち扱い手数)	4 経営体
	経営体の概要	個人経営体A(水稻・扱い手)					個人経営体A(水稻・扱い手)
		個人経営体B(水稻・扱い手)					法人経営体C(水稻・扱い手)
		法人経営体C(水稻・扱い手)					法人経営体D(水稻・扱い手)
		法人経営体D(水稻・扱い手)					法人経営体H((農)ファーム八重145) (水稻・扱い手)
		法人経営体E(水稻・扱い手)					
		営農組合F(水稻・非扱い手)					
		営農組合G(水稻・非扱い手)					
					→		
事例集内における法人経営体の名称の掲載の可否					<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
基盤整備の状況	基盤整備の実施		<input checked="" type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 予定		
	有り・予定	実施時期	S62～H9				
		事業名	県営圃場整備事業				
		工種	土地改良				
		実施主体	広島県				
		※ 当該事例地区と基盤整備地区が完全に一致しない場合は以下の項目について記載					
		基盤整備地区内農地面積		ha			
		同地区内の機構活用面積		借入面積	ha	転貸面積	ha
				新規集積面積	ha		
		同地区内扱い手の集積面積・集積率		ha	→	ha	%
		%		%			

協力金の活用方法	地域集積協力金	<p>【令和元年度】 交付額 12,412,400円 交付対象面積 44.33ha</p> <p>【協力金活用方法】 耕作者が営農に必要な経費や法人設立に必要な機械装備へ活用する予定</p>
	経営転換協力金	<p>【平成 年度】 【平成 年度】</p>
	耕作者集積協力金	<p>【平成 年度】 【平成 年度】</p>
農地利用図	<p>機構活用前(H30年)</p> <p>【八重1区】</p>  <p>黄色…個人経営体B 紫色…法人経営体C 橙色…法人経営体D 青色…営農組合F 灰色…営農組合G</p>	<p>機構活用後(R1年)</p> <p>【八重1区】</p>  <p>紫色…法人経営体C 赤色…法人経営体H (農)ファーム八重145</p>
	<p>機構活用前(H30年)</p> <p>【八重4・5区】</p>  <p>緑色…個人経営体A 黄色…個人経営体B 紫色…法人経営体C 水色…法人経営体D 橙色…法人経営体E 青色…営農組合F</p>	<p>機構活用後(R1年)</p> <p>【八重4・5区】</p>  <p>緑色…個人経営体A 紫色…法人経営体C 水色…法人経営体D 赤色…法人経営体H (農)ファーム八重145</p>
現場写真等	 <p>農事組合法人 ファーム八重145 設立総会 2019/11/03</p>	

関係機関・団体等 事例に携わった	中心的機関・人物	北広島町農林課
	各機関の役割分担	北広島町農林課…法人設立に向けた会合での助言、機構集積協力金事業手続き説明、経営改善計画の作成支援 北広島町農業委員会…(事務局)農地貸借手続きへの助言、地図作成 広島北部農業協同組合…集落法人の営農計画・作業計画作成支援 農地中間管理機構…(地域駐在コーディネーター)農地中間管理事業の説明、助言 (本部職員)町・コーディネータへの助言、貸借書類作成
取組内容		
的	取組時期 (H.O.O)	取組 (誰が、誰に対してどういう目的で何を行ったかを明確に記載してください。)
	H30.秋	組員の高齢化に伴い将来の営農に不安を抱いていた、営農組合Fの役員が法人設立の検討を始めた。設立の具体的な手順についてJA支店長へ相談した。
	H31.1	営農組合Fは営農組合Gの役員にも声を掛け、法人設立に向けた具体的な進め方について話し合いを行った。
	H31.2	営農組合F及びGの役員は地区内の数名の農業者及び、JA、町、地域駐在コーディネータに声をかけ、法人設立検討会を開催した。法人設立の賛否について地区内の農業者へアンケートを実施することを決定し、アンケートの内容を検討した。
	H31.2	法人設立検討会のメンバーは、地区的農地所有者へ法人設立の賛否を確認するためアンケートを配布した。
	H31.2	アンケート回収後、法人設立検討会を開催しアンケート結果を取りまとめた結果、地区内の農業者から法人設立に賛同が得られる見込みが立ったため、設立準備委員会の設置を提案することを決定した。
	H31.3	法人設立検討会のメンバーは地区の農業者を参考し、設立準備委員会の設置を提案した。 参考者から賛同が得られたため来年度法人設立に向け準備を進めることとなった。
	H31.3	法人設立準備委員会は、地区内の農業者に対し組合への加入意向や、法人への貸借面積を把握するためアンケートを実施した
	H31.4～R1.6	設立準備委員会において、JA広島北部や町の助言のもと、法人化後の営農計画、役員体制、構成員及びオペレーターの営農の役割分担等を検討した。
	R1.7	法人設立準備委員会は法人への加入予定者を参考し、発起人会立ち上げを提案し、了承された。
	R1.7～10	計8回の発起人会を開催し、法人目論見書、定款作成、組合員あたりの出資金の額の決定、出資金の徴収等を実施した。 町・地域駐在コーディネータ・農業委員会事務局の協力の下、発起人会メンバーが中心となり農地中間管理事業による貸借手続き書類の作成を行った。
	R1.11	法人設立総会を開催し、「農事組合法人ファーム八重145」が設立した。
取組の概要・ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区内にある2つの営農組合が協議し、集落法人を設立した。 ○ 地区内の担い手(個人経営体B)の死亡により耕作者不在の農地を、法人設立までの間機構が中間保有し、設立後の法人へ移転。 ○ 町内の広範囲で耕作を行う担い手(法人経営体E)の同地区内の入り作農地を設立後の法人が借受けた。 	
取組の成果	<p style="text-align: center;">地区内農業の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2つの営農集団が協議し集落法人を設立することで、作業効率向上やコスト削減等、経営の効率化が図られた。 ○担い手が耕作できなくなった農地を集落法人へ円滑に継承できた ○地区内へ入り作を行っていた担い手の分散錯囲が一部解消された <p style="text-align: center;">出し手・受け手の声</p> <p>出し手:法人が設立し、安心して農地を預けることができ、将来への不安が解消された。 受け手:法人化により作付け計画が立てやすくなるなど作業の効率化が期待できる。地域に住む後継者が法人へ参画しやすい雰囲気づくりを行うなど、将来にわたって継続できる法人経営を目指したい。</p>	

令和元年度 農地中間管理事業の評価意見書

	項目	評価・意見・改善事項
I 実績評価	<p>1. 事業実績</p> <p>(1)集積面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画1,400haに対し、実績は<u>405ha</u>うち新規集積面積は<u>167ha</u> ・国が示した年間集積目標に対する機構の寄与度: <u>10%</u>(全国19位) <p>(2)県重点推進項目別実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 産地育成につながる大規模な農地集積(9経営体, 24ha) ② 新規就農者・認定農業者等への農地集積、分散錯ほの解消(95経営体, 144ha) ③ 集落法人の付替・規模拡大・新設(77経営体, 261ha) 	<p>○目標面積には達していないがこれまでの活動実績を踏まえると、十分な成果だと考える。</p> <p>○令和元年度の寄与度の順位は下がったものの、6年間の累計ではこれまでの寄与度をほぼ維持(12位)しており、新規集積面積への貢献は高い。</p> <p>○キャベツ等土地利用型園芸作物を大規模に行う経営体が成長するなど、成果がみえる。</p> <p>○JAが就農に向けた研修や、出荷先を支援し、農地は機構が集積するという仕組みの導入など、新規就農者への新たな農地集積につながっている。</p> <p>○令和元年度は2法人が新設され、農地中間管理事業を活用された。また、県内の集落法人の約7割が農地中間管理事業を活用しており十分な活用が行われていると評価できる。</p>
II 推進活動への意見	<p>2. 推進活動について</p> <p>(1)産地育成につながる大規模な農地集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備事業との連携 ・新規参入者のニーズ把握 ・貸付希望者との調整 <p>(2)新規就農者・認定農業者等への農地集積、分散錯ほの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農研修制度との連携 ・中間保有機能を活かした円滑な就農地の提供 ・借受希望者のニーズ把握 ・機構活用の働きかけ <p>(3)集落法人の付替・規模拡大・新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規設立時の集積への支援 ・既存法人への機構活用の働きかけ 	<p>○農地中間管理事業の中間保有機能を活かした、積極的な園芸用農地への集積が行われれている。</p> <p>○特に土地利用型園芸作物の導入に当たっては、農地中間管理事業で集積した農地へ基盤整備事業による耕作条件の改善や団地化を行い、まとまった農地集積につながっている。</p> <p>○市町・JA等の関係機関と連携し、中間保有機能を活かした農地確保から研修・就農までの仕組みが構築されつつあり、優良事例も生まれている。</p> <p>○地域のリーダーや担い手不在により、集落法人の新設は伸び悩んでおり、新設が困難な地域では、地域外の担い手の誘致などを進めていくべきではないか。</p> <p>○経営面積が小さく、課題を抱える法人同士の連携等に対する支援が必要ではないか。</p> <p>○既存法人の活用は補助事業の制度見直しも影響し、一段落しているが、県内の集落法人の約7割が農地中間管理事業を活用しており十分な活用が行われていると評価できる。</p>

	項目	評価・意見・改善事項
III 推進体制への意見	<p>3. 推進体制について</p> <p>(1)事業推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①機構 (財団・CD・市町等業務委託) ・機構コーディネータの確保 ・市町への業務委託と役割分担 ②関係機関との連携 (市町・農業委員会・県・JA・改良区) ・農業委員会との連携 ・地域戦略組織への参加 ・基盤整備部局との連携 ③農業者との連携 ・CDや推進委員を通じた周知 ・借受希望者へのニーズ把握 <p>(2)農地管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①賃借料徴収支払・契約変更 ・適正な事務処理の実施 ②改正機構法等への適切な対応 ・事務処理要領等の改正 	<p>○貸借面積の増加に伴い、事務が増加、複雑化しており、将来の機構事業の継続に支障が生じることが憂慮される。</p> <p>○事務の効率化に向けた仕組みづくりなどの運営改善に取り組むとともに、県や国に対し、現状を共有し、財源や人材確保等の支援を要望すべき。</p> <p>○事業継続の手法として手数料徴収も検討してはどうか。</p> <p>○概ね関係機関と連携した、適切な対応を取っている。</p> <p>○農業委員会との連携については、地域によって偏りが見受けられるため、連携が不十分な地域に対しては、うまく行われている地域の活動を参考にし、より多くの地域で連携が進むことを期待する。</p> <p>○借受者の規模縮小や経営破綻による解約事例が、発生している。今後同様の事案が発生するリスクに備え、借受希望者に関するモニタリングなどのリスクマネジメントの仕組みの導入が必要ではないか。</p> <p>○リスクマネジメント手法の検討に当たっては、機構の体制上過度な負担とならないという視点も必要ではないか。</p>
IV 今後の対応への意見	4. 令和2年度の実施方針について	<p>○これまでの活動成果や課題を踏まえた、適切な方針策定が行われている。</p>
総合評価・意見		<p>○国の集積目標面積の達成には至らないものの、土地利用型園芸作物に取組む経営体への農地集積や、JAと連携した新規就農者への農地確保への取組みなど、機構の活動は県の重点施策の実現に当たり十分な成果を挙げている。</p> <p>○一方、沿岸部や条件不利地域などでは担い手への農地集積が進んでいないという課題があり、農地集積に向け、関係機関と連携した取り組みが必要である。</p> <p>○今後、県内の先進的な事例が、取組みが進んでいない地域へ横展開されることを期待する。</p>